

「原発廃炉に特化すべし」

2017年04月10日

『週刊金曜日』の4月7日号の「論争」欄に私の下記の投稿が掲載された。

福島原発事故で群馬県などに避難した住民が損害賠償を求めた集団訴訟で、前橋地裁の原道子裁判長は17日、東電と国の責任を認め、慰謝料の支払いを命じる判決を下した。原告137人は、約15億円の損害賠償を求めているが、62人について、計3855万円の支払いを認められた。半数の人が認められず、賠償額も2.6%に減額され、一人当たり、75万円から3万円。生活再建できる額ではないが、判決の意味は大きい。

前橋地裁は、原発事故によって原告たちが下記のような侵害、喪失、制限を受けたことを慰謝料の考慮要素として認定した。(1) 生命・身体の脅威なく生活する権利が侵害された。(2) 内心の静穏な感情を侵害された。(3) 故郷を喪失した。(4) 人格発達権を侵害された。(5) 居住・移転の自由を制限された——。これらの認定を踏まえ、前橋地裁は判決要旨を下記のように出している。(1) 事故の原因は、建屋地下に設置された配電盤が浸水し、冷却機能を喪失したことである。(2) 大型地震による津波は推定されており、予見は可能であった。(3) 非常用配電盤を上階か高台に設置しておけば、事故を回避することは可能であった。(4) 国と東電は津波対策を取る方針を堅持しなければならないのに、経済的合理性を優先させ、非難に値する事実がある。(5) 規制権限がないという国の主張は、津波対策を取り扱っていた実際の対応に反し、不合理で採用できない。国と東電は共同、連帯責任がある。(6) 原告の要求する平穏な生活権は当然な権利である。(7) 平穏生活権侵害によって受けた苦悩を検討し、原告個々への慰謝料は、侵害された権利利益の具体的内容と程度などの一切の事情を考慮して算定する。

旧東電役員3人は業務上過失致死傷罪で強制起訴されているが、裁判は始まっていない。前橋地裁は、原告たちの命と生活、心と体に受けたダメージを認め、事故を防ぐことは可能であったと国と東電の責任逃れを許さなかった。同種の訴訟は、全国任意の地裁・支部で係争中であり、前橋地裁に続いてほしい。すべての訴訟で賠償責任を認めれば、賠償額は相当なものになる。

これらは国民の税金、電力料金に跳ね返ってくるわけである。「安全神話」に踊らされた無知の代償だろう。しかし、これ以上は認められないと、脱原発に本気で向かえばよい。原発事業につまずいた東芝は苦慮している。世界の趨勢は自然エネルギー開発にシフトしている。前橋地裁は「平穏に暮らす権利」を侵害されたという画期的な司法判断を示した。「原発メーカー訴訟」の裁判では「ノー・ニュークス権（原子力の恐怖から免れて生きる権利）」を主張している。具体的に侵害されていなくても、恐怖におびえる生活を拒否する権利を認めてもいいのではないか。前橋判決を受けて、国の原子力政策は「廃炉」に特化すべきである。

現在の日本の労働者の中で、福島原発廃炉のために働いている人々が最も過酷な労働を負わされている。被曝に晒される不安と恐怖はいかばかりであろうか。「いのちを守れ！ フクシマを忘れない さよなら原発」の全国集会で、匿名「あらかぶ」氏は福島原発の杜撰な安全管理の中で働き、急性骨髄性白血病に侵され、療養生活をしていると苦境を訴えられた。同じような人が出てくるのではないか。石棺にして、100年待って、放射線量が下がってから、廃炉工事をせよという学者たちの意見に賛同する。